

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・ 公定価格に関する FAQ（よくある質問）【Ver. 11】（平成 28 年 7 月 12 日時点版）を發出… 1
- ・ 社会福祉法人制度改革の施行に向けた対応について～7 月 8 日全国担当者説明会資料の  
主な内容～ …………… 1
- ・ 「ペアレント・プログラム」事業化マニュアル等について …………… 2

## 公定価格に関する FAQ（よくある質問）【Ver. 11】 （平成 28 年 7 月 12 日時点版）を發出

平成 28 年 7 月 12 日、内閣府は「公定価格に関する FAQ（よくある質問）【Ver. 11】（平成 28 年 7 月 12 日時点版）」を都道府県、政令指定都市、中核市宛てに發出しました。

新規に 6 項目が追加され、処遇改善等加算に係る平均勤続年数の算定にあたっての職員の勤続年数の確認方法【No.127】、減価償却費加算の要件のうち「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」の判断方法【No.128】、認定こども園における「主幹保育教諭等」の対象となる職種【No.129】、主任保育士専任加算等に係る「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件【No.130】等、取扱いが示されています。

FAQ の全文は、以下の内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>Q&A 集

平成 28 年 7 月 12 日（火） 公定価格に関する FAQ（よくある質問）(Ver. 11)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/ga/index.html>

## 社会福祉法人制度改革の施行に向けた対応について

～7 月 8 日全国担当者説明会資料の主な内容～

平成 28 年 7 月 8 日に「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」が開催され、資料等について本ニュースNo.16-24（7 月 13 日）でお知らせしたところです。

説明会の主な内容について、項目ごとの掲載ページ及び概要を以下のとおりあらためてお知らせいたします。今後の対応を進めるにあたって、ご参照ください。

なお、現時点での考え方が示されたものであり、今後、変更があり得るものも含まれていることにご留意ください。

## 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」主な項目と掲載ページ

- 施行スケジュールについて (P7)
  - ・ 全体的なスケジュールを掲載。
- 評議員選任の選任方法について (P20～)
  - ・ 評議員選任・解任委員会のイメージを掲載。
- 会計監査人について (P29～)
  - ・ 会計監査人が義務付けられる一定規模以上の対象法人は検討中、段階的实施の方向。
  - ・ 会計監査人候補者の選定は、価格のみで選定することは適当ではない。
- 定款変更について (P45～)
  - ・ 制度改革に伴う定款準則から変更される定款例（案）を掲載。
  - ・ 所轄庁における定款の確認方法等が別途示される予定。
  - ・ 定款例（案）を参考に、各法人は定款（案）の作成準備を進められたい。
- 政省令、通知発出予定について (P77)
  - ・ 現時点での予定は、10月公布・発出予定。（指導監査要綱の制定はH29.3予定）
- 財務諸表等開示システムについて (P73～)
  - ・ 操作説明会を自治体向けに実施予定。  
(H28.10～11 施行運用操作、H29.4～5 本格稼働操作)
  - ・ 所轄法人に対しての説明会開催の依頼。
  - ・ H28.12以降、法人において施行運用を実施予定。

【社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料：掲載先】

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129805.html>

## 「ペアレント・プログラム」事業化マニュアル等について

\* 「ペアレント・プログラム」…保護者が子どもの特性を知って、かかわり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的としている「子育ての応援プログラム」。

「ペアレント・プログラム」は、現在、障害福祉分野において、その実施及び普及が推進されています。

今般、「平成27年度障害者支援状況等調査研究事業」により、ペアレント・プログラム事業化マニュアル及びチラシが作成され、「ペアレント・プログラム事業化マニュアル等について」（平成28年5月25日付、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡）が、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部（局）宛に発出され

ています。

ペアレント・プログラムは、障害福祉分野のみならず、児童福祉分野、保育分野及び母子保健分野において、発達障害児者等の支援を行う者として想定される地域の保健師や保育士、児童養護施設等の職員も広く活用が可能であることから、当該マニュアル等について情報提供されているものです。

別添のとおり「ペアレント・プログラム事業化マニュアル（ダイジェスト版）」をお送りします。マニュアルの全体版及びチラシ等は、発達障害情報・支援センターホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

**【発達障害情報・支援センターホームページ】**

ホーム>こんなとき、どうする？>家族支援>ペアレント・プログラム

[http://www.rehab.go.jp/ddis/こんなとき、どうする？/家族支援/ペアレントプログラム/#\\_8423](http://www.rehab.go.jp/ddis/こんなとき、どうする？/家族支援/ペアレントプログラム/#_8423)